

都心三宮における感染症に強い空間ガイドライン等検討会
開催要綱

(趣 旨)

第 1 条 ウィズコロナ・ポストコロナを見据えた都市空間の再整備に求められる役割・機能等の変化に適切かつ柔軟に対応し、都心・三宮再整備を着実に推進するための検討を行うため、「都心三宮における感染症に強い空間ガイドライン等検討会（以下「検討会」という。）」を開催する。

(検討内容)

第 2 条 検討会は、次に掲げる内容について協議を行う。

- (1) ウィズコロナ・ポストコロナにおける国等の動向に関すること
- (2) 都心三宮における感染症に強い空間ガイドライン等に関すること
- (3) その他感染症に強い空間ガイドライン等に必要な事項に関すること

(委 員)

第 3 条 委員は、感染症、建築、空間デザイン、室内環境、都市政策に関する知識や専門性を有する者のうちから市長が委嘱する。

- 2 委嘱する委員の人数は、5 名以内とする。
- 3 委員の任期は、委嘱の日から令和 4 年 3 月 31 日までとする。
ただし、令和 4 年 4 月 1 日以降も検討会が継続する場合は、委員の再任を妨げない。

(座 長)

第 4 条 都市局都心再整備本部長（以下、「本部長」という。）は、委員の中から座長を指名する。

- 2 座長は、検討会の会議（以下、「会議」という。）を総理し、会議を代表する。
- 3 本部長は、座長に事故があるときは、出席者のうちから前項の職務を代行する者を指名する。

(会 議)

第 5 条 座長は、会議の議長となり、会の進行をつかさどる。

- 2 検討会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開催することができない。
- 3 オンライン会議システム（映像と音声の送受信により相手方の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。）を利用した会議への出席は、前項の規定による出席に含めるものとする。
- 4 委員は、あらかじめその指名する者を代理人として会議に出席させることができる。この場合において、代理人が出席したときは、当該委員は、会議に出席したものとみなす。
- 5 座長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(会議の公開等)

第6条 会議は、これを公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合で、本部長が公開しないと決めたときは、この限りではない。

- (1) 神戸市情報公開条例(平成13年神戸市条例第29号)第10条各号に該当すると認められる情報について意見交換を行う場合
 - (2) 会議を公開することにより公正かつ円滑な会議の進行が著しく損なわれると認められる場合
- 2 会議の傍聴については、神戸市有識者会議傍聴要綱(平成25年3月27日市長決定)を適用する。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、都市局都心再整備本部都心再整備部都心三宮再整備課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年6月24日より施行する。